

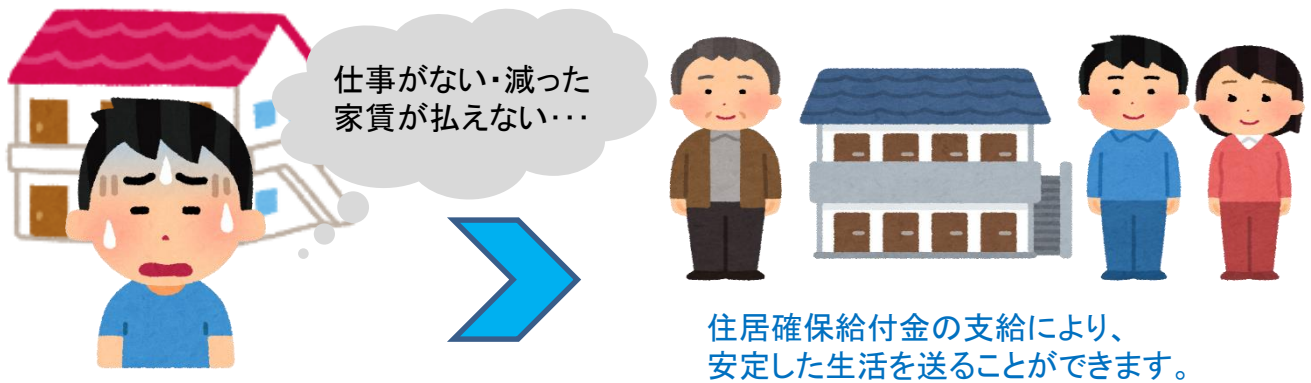
住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降
離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄	
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>	
資産が一定額以内、かつ、収入基準額(※)を超える収入を得ていませんか？ ※福生市の場合 (単位:万円)	<input type="checkbox"/>	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>	
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>	

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、福生市社会福祉課「就労と福祉の相談窓口」に相談してください。

※電話での予約をお願いします。

福生市 社会福祉課 (就労と福祉の相談 ⑩番窓口) 042-551-1511 (内線2617)